

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	障害福祉人材の確保・職場環境改善等について	3
2	高齢の障害者に対する支援等について	24
3	事業者指定及び支給決定について	38
4	障害福祉関係施設等の整備について	49
5	障害福祉サービス事業の適切な運営について	62
6	災害対応について	78
7	訪問系サービスについて	85
8	障害者の就労支援の推進等について	124
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について	166

【地域生活・発達障害者支援室】

10	相談支援の充実等について	182
11	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	219
12	成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について	238
13	障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について	246
14	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について	251
15	住宅セーフティネット法等改正法について	258
16	発達障害者支援施策の推進について	266

1 障害福祉人材の確保・職場環境改善等について

(1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた、障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとされた。

これを受けて、令和6年度補正予算（令和6年12月17日閣議決定）において、当該措置に必要な予算を計上し、都道府県を実施主体とする「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」を実施することとした。

本事業は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対して、その所要の額を補助するものであり、令和6年2月から5月の間実施した「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業（以下「令和5年度補正予算事業」という。）と同様に、対象サービスごとに、福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乗じる形で交付することとなる。【関連資料1】

また、本事業の支給対象は、以下の要件を満たすことが必要となるので、ご留意いただきたい。

- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを取得していること（令和7年4月から福祉・介護職員等処遇改善加算を取得見込みの事業所も含む）
- 職場環境改善等に向けた下記①～③のいずれかの取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出すること（既に実施の場合を含む）
 - ① 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（間接支援業務に従事する者の活用等）の取組

各都道府県におかれては、事業所から提出される計画書の審査や、支払いに当たっての各国保連合会との調整など、当該事業の円滑な実施に向けて協力をお願いする。なお、各都道府県においての事務費については、令和5年度補正予算の同様の事業から増額して確保しており、また、補助金の取得要件を満たしているかの確認についてはチェックリスト形式とする等、各都道府県の事務負担の軽減を図ったところである。

また、本交付金に係るコールセンターを国において設置しているため、事業所等からの問い合わせについては、当該コールセンターを活用いただきたい。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

今後のスケジュールは、以下を想定しているので、参考にして準備をお願いしたい。

【事業開始までのスケジュール（例）】

～4月 障害福祉サービス等事業所から都道府県に対して、計画書を提出
5月上旬 都道府県から連合会に対して、交付対象事業所リストを送付
5月下旬 連合会において、交付額の算出
都道府県から障害福祉サービス等事業所に対して、交付決定以降、都道府県において順次補助金の支払
※ 標準的なスケジュールとして、6月の支払いを想定

（2）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進・人材確保対策について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、また、福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、これまでの加算を一本化し、加算率の引き上げを行ったところ。

処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、令和7年度においては、「職場環境等要件」及び「賃金体系の整備」について要件弾力化を行うことしており、事業所等への周知等にご協力いただきたい。【関連資料2】

具体的には、

- ・ 令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」については、令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで満たしたものとする。
- ・ 上記（1）の「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所は、職場環境等要件を満たしたものとする。
- ・ 令和6年度は誓約により満たすこととしている、「資格や勤続年数等に
応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、
令和7年度以降も誓約により満たしたものとする（「賃金体系等の整備及び
研修の実施等」も同様の取扱とする）。
- ・ 「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする要件について、「加算の算定見込み額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が

困難である場合」は適用除外となっている現行規定について、周知や明確化を行う。

なお、当該弾力化の周知期間等を考慮し、処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うとしているところ、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする。

また、国において、更なる処遇改善加算取得の際の参考となるように、職場環境等要件についての取組事例集を作成中であり、今後厚生労働省 HP に掲載次第、周知を行う予定。

なお、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」及び「処遇改善加算」については、申請様式を一体化する等、事務の簡素化を行うこととしているので、こうした事業が現場の障害福祉職員の賃上げにつながるように、事務の円滑な執行にご協力いただきたい。

処遇改善加算については、この要件緩和の取扱いを含め、引き続き、令和7年度においても、国においてコールセンターを設置する予定としているため、事業所からの問い合わせ等に、当該コールセンターをご活用いただきたい。

加えて、補助金や加算の取得の手続き等の支援のため、「障害福祉サービス事業所等サポート事業」として、令和5年度補正予算に引き続き、令和6年度補正予算においても必要な予算を確保したので、各都道府県におかれては、各種報酬手続き等の事務サポートとあわせて、行政書士等を事業所に派遣しての直接指導や研修会の開催など、市町村や事業所に対する丁寧な支援をお願いしたい。例えば、令和6年度に国において処遇改善加算の未取得事業所等を対象に、社会保険労務士等の専門家による加算取得にかかる無料相談支援窓口を設置したところ、多くの事業所から相談があったところである。

各都道府県におかれても、このサポート事業を活用いただき、加算未取得の事業所や、加算取得にかかる事務処理対応が難しい、特に小規模事業所等に対する支援等の実施を積極的にご検討いただきたい。

また、サポート事業については、地域の実情に応じた総合的な人材確保の取組についても活用可能であり、地域におけるマッチングの取組、障害福祉分野の魅力の発信など、各都道府県レベルにおける人材確保対策を推進していただくよう、積極的な活用をお願いしたい。【関連資料3】

国においても、障害福祉分野における仕事の魅力を発信する紹介動画やパンフレット等を掲載したサイトを作成しているので、こちらもご活用いただきたい。

<厚生労働省 HP（仕事の魅力発信サイト）>

<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>

なお、令和6年度の報酬改定においては、2年分（令和6年度・7年度）の処遇改善について措置しているため、報酬改定や補正予算による措置が福祉・介護職員等の処遇改善に与える効果について実態把握をし、その処遇改善の実施状況等を踏まえ、令和8年度以降の対応については、令和8年度予算編成過程で検討することとされているので、今後の動向にご留意いただきたい。

（3）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業について

生産性向上の取組における効果的な手段となる介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入することについては、障害福祉分野の職員の介護負担の軽減、労働環境の改善や業務効率化に資するため、その普及を促進しているところである。

令和6年度補正予算においては、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」と「障害福祉分野のICT導入モデル事業」を統合の上、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」として支援メニューの再構築を図っている。本事業においては、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」を新たに設けたところであり、各都道府県等におかれては、積極的な活用をお願いする。【**関連資料4**】

なお、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」において、介護ロボット等の導入前後における効果の実証等を行っており、タイムスタディ調査の結果、例えば見守り機器の導入前後で、

- ・ 間接業務である「巡回・移動」が1日あたり25.6分、「記録・文書作成・連絡調整等」が1日あたり117.4分削減
- ・ 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった、利用者への直接介護の時間が1日あたり64.9分増加

といった効果のほか、移乗介護機器の導入により、職員2人での介助が必要だった利用者の介助が1人で可能となるといった効果が見られたことから、積極的にテクノロジーの導入を検討されたい。【**関連資料5**】

【参考】令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」

（報告書1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113425.pdf>

（報告書2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113426.pdf>

(4) 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業について【関連資料6】

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービス事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は、喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、小規模事業所を含む複数の事業所で構成されるグループによるシンクタンク等を活用した人材確保に向けた協働化の取組内容や実施方法の検討、取組状況の検証等を行うとともに、例えば、共通の採用パンフレット等の作成、事務処理部門の集約・共同化、初任者研修等のeラーニング教材等の作成、将来的な人事交流を前提とした共通の給与体系の作成などの事業を試行し、その成果をとりまとめ、全国に横展開すること等により、人材確保及び法人経営の基盤強化を図るためのモデル事業を実施しているところである。

令和6年度補正予算においては、障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組についても、モデル的取組に含めることとしている。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市とするため、都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することや市町村に補助することも差し支えないこととしている。

(5) 障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について【関連資料7】

障害福祉分野において、事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減を進めている。

その中でも、事業者が自治体に対して行う指定申請や報酬請求の手続きに用いる様式等については、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」において電子的な申請・届出を可能とすることも見据えた標準化を進めている。令和6年4月には、学識経験者、事業者団体、自治体関係者の意見を踏まえて、標準様式等の作成を行い、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページにおいて公表しているところ。

さらに、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等を踏まえ、現在公表している標準様式等について必要な修正を行った上で、令和6年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化することについて、令和7年1月の社会保障審議会障害者部会において了承されたところ。令和7年3月中に府省令・告示改正等を行い、自治体あてに周知を行う予定。各自治体が現在お使いの様式等について、厚生労働省及びこども家庭庁の示す標準様式等に入れ替えていただく

必要があるため、ご承知おきいただきたい。

なお、施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和8年4月からとする予定だが、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期に活用を開始いただきたい。

(6) 物価高騰対策支援について【関連資料8】

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により、障害福祉サービス事業所・施設等は厳しい状況にあり、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれている。

これを踏まえ、令和6年12月4日に厚生労働省及びこども家庭庁から「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」の事務連絡を発出し、「重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、光熱水費高騰への支援事業と食材料費高騰への支援事業の両方を実施していただくようお願いしているほか、建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援への活用や補装具事業者への支援の実施についても依頼しているところ。

加えて、障害者就労施設については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用も可能であり、積極的に実施していただくようお願いしている。

各自治体におかれては、依頼の趣旨を御了知の上、物価高騰対策に係る障害福祉サービス事業所・施設等への支援に取り組んでいただくようお願いする。

令和6年度補正予算

- ・障害福祉全体(障害児(こども家庭庁分)含む) 343億円
- ・障害者のみ(厚労省分) 258億円

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

② 対策の柱との関係

	I	II	III
○			

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

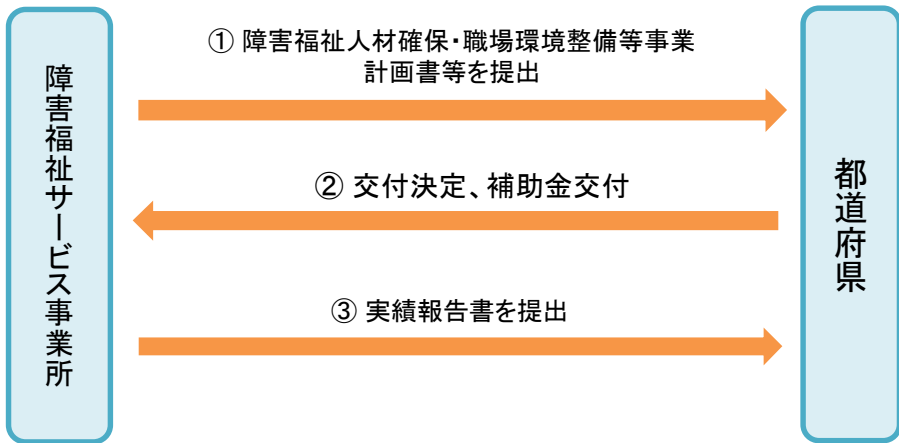
■支給対象

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	12.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 	5.5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	7.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助(介護サービス包括型) ・ 共同生活援助(日中サービス支援型) ・ 共同生活援助(外部サービス利用型) 	9.4%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	13.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	9.6%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練(機能訓練) ・ 自立訓練(生活訓練) 	7.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

Q1. どのような補助金なの？

A1. 福祉・介護職員の賃上げを目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、全額を福祉・介護職員等の人件費(一時金等)の引上げ又は職場環境改善(間接業務に従事する者等を募集するための経費、研修費等)に使うことを要件とした補助金を創設します。

Q2. 補助金の額はどのように定められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \text{(\{基本報酬+加算減算\} \times 1単位の} \\ \text{の単価)} \end{array} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当の補助金が交付されます。
- ※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、一律で5万4千円の人件費の引き上げを行うものではありません。

Q3. 補助金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、この補助金の申請先は都道府県です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者ですので、それぞれ提出が必要です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。
- 補助期間終了後、事業者は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

処遇改善加算 → 都道府県等(指定権者)に届出

今回の補助金 → 都道府県に届出

- ・ 補助金のリーフレットを作成し、処遇改善加算との申請先の違いも含め、わかりやすい周知を進める。
(右は現時点の案)

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○ ^①	○ ^①	◎	◎
昇給の仕組み			○ ^②	○	○
改善後賃金年額440万円				○ ^③	○
経験・技能のある介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※ 「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※ 「経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・ 要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・ ①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
 - 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和 6 年度報酬改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)		要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【8.1%】	新加算 (福祉・ 介護職員等 処遇改善加算)	Ⅰ 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】		Ⅱ 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】		Ⅲ 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】		Ⅳ 新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑳は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。下線部は令和6年度までの要件からの主な変更点。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉サービス事業所等サポート事業)

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

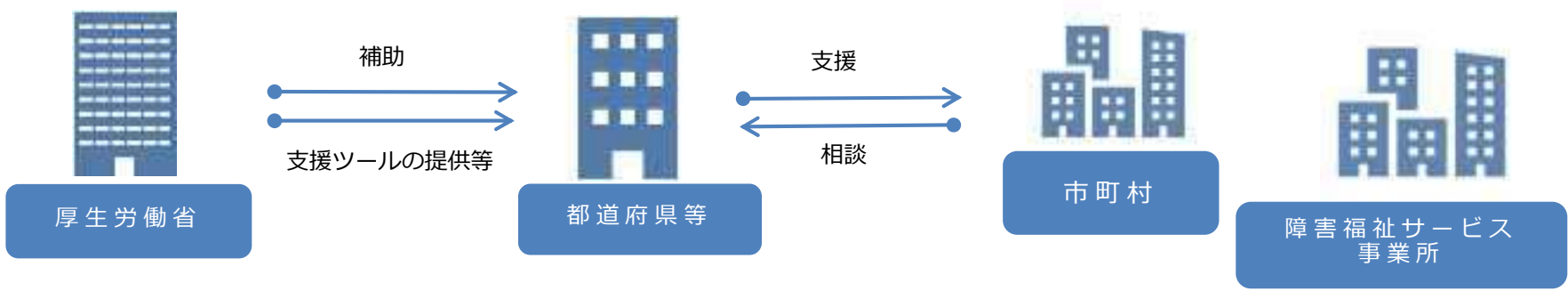
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 【補助対象等】
- 介護ロボット
 - 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
 - ※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
 - ICT
 - ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
 - ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
 - ※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。
 - 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
 - ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
 - ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
 - 導入マニュアル・効果測定の実施
 - ・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

- 【導入支援の対象施設・事業所】
- ・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
 - ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)
- 【補助率】
- 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
 - 都道府県等による導入促進(体験会・研修会)：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
 - 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助(上限：1,500万円)
- 【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体
- 【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証 【概要】（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

【目的】

「障害福祉分野におけるICT 導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の事業実績の分析を行う。
また、ICT、ロボット等の導入による効果の実効性のある測定方法を検討し、導入前後の効果の実証等を実施する。

【実施概要】

（1）令和2年度のICT・ロボット等導入に関する事業実績の分析

- ・ ICT：「令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」実績報告書（899事業所）
- ・ ロボット：「令和2年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」実績報告書（686事業所）

（2）タイムスタディ調査（（1）の事業所から検討委員会にて選定）

- ・ ICT：9カ所（内訳：入所系施設+GH：4、訪問系サービス：2、相談支援事業所：1、通所系事業所：2）
- ・ ロボット：10カ所（内訳：見守り/入所系施設：5、移乗/入所系施設：3、見守り/GH：1、移乗/GH：1）

（3）事業所職員向けアンケート調査及びヒアリング調査

（2）を実施した事業所等に対して実施

【検討委員会】※敬称略、所属は委員就任当時に記載

（委員長）

飯島 節 筑波大学名誉教授

（委員）

東 祐二 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部部長

五島 清国 公益財団法人テクノエイド協会企画部長

上田 幸哉 合同会社IT相談製作所代表、ケアコラボ株式会社取締役、株式会社ソニックガーデン戦略総務室室長

松友 大 社会福祉法人南高愛隣会総務・企画課課長

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

【調査概要】

調査施設：
障害者支援施設

調査方法：

見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。

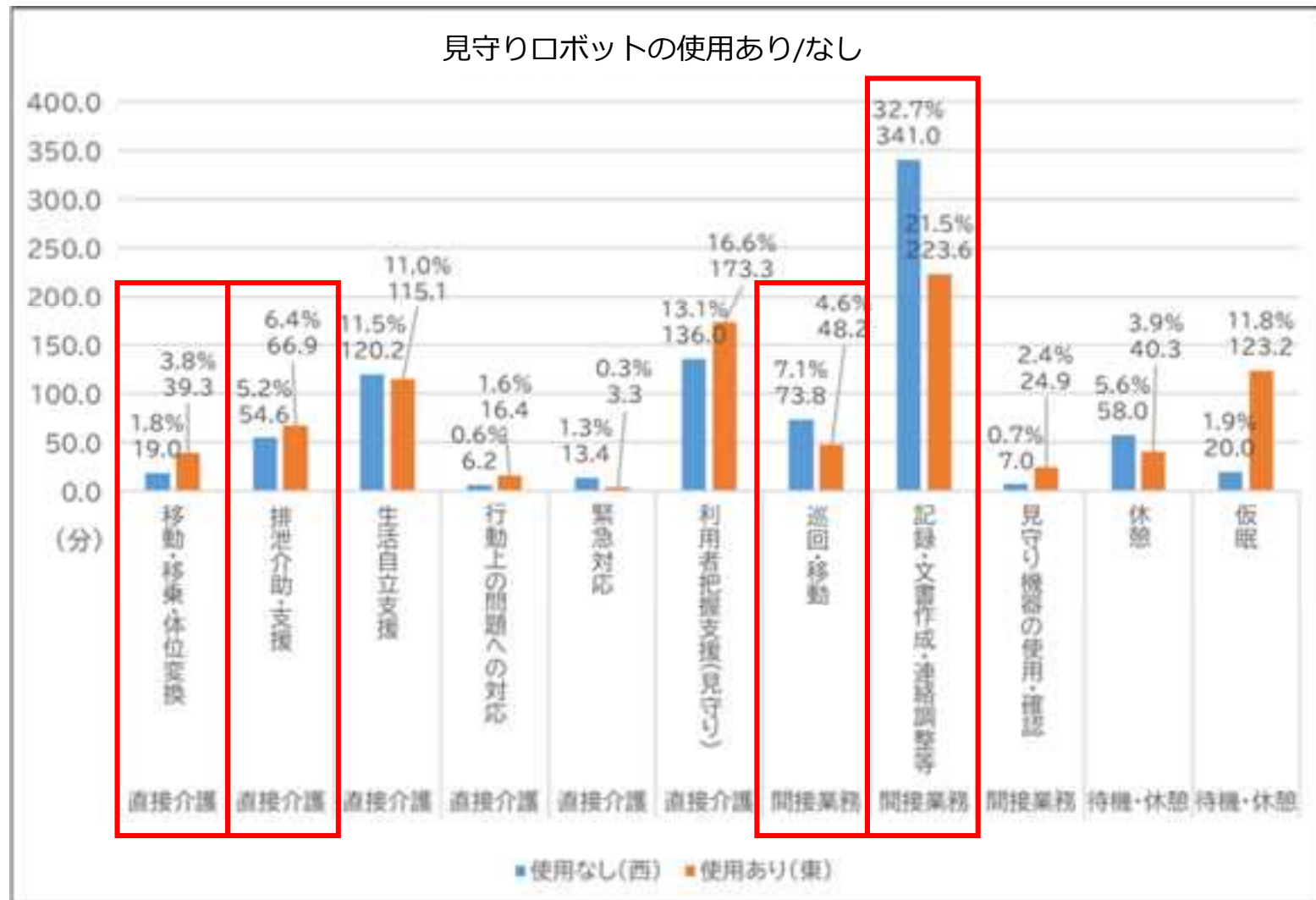
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援：

入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題：

徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証 (令和4年度障害者総合福祉推進事業)

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

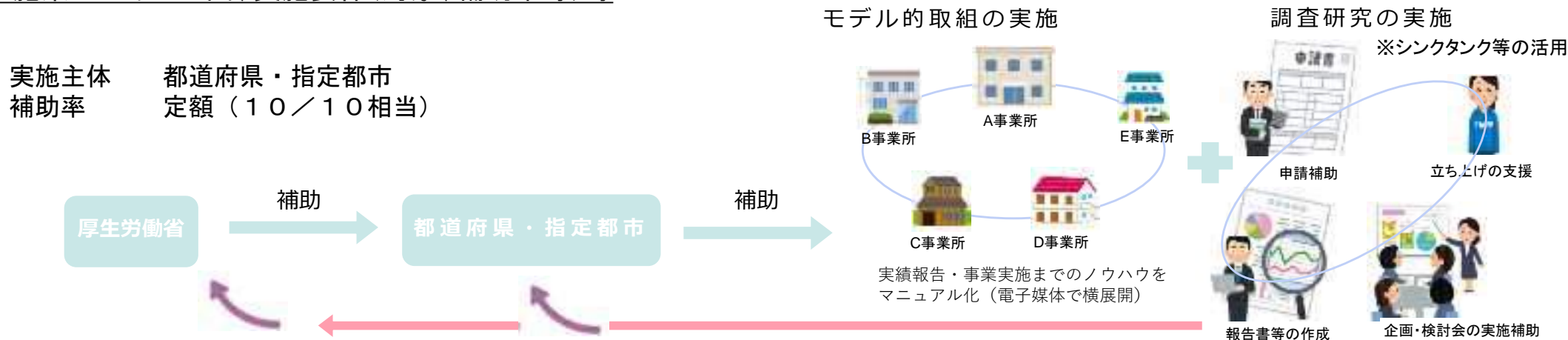
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」(閣議決定)

- こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を作成する。(令和5年度措置)
- 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための**所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。(令和5年度検討・結論)

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)障害福祉サービス等事業者が(略)地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。(令和6年度措置)

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等その他の人員に関連する添付資料は求めないこと。
- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないこと。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（概要）

（令和6年12月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課自立支援振興室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、「重点支援地方交付金」による緊急かつ実効性のある支援につなぐため、支援事業の標準を示すとともに、下記の内容について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう依頼。

1. 障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

- 推奨事業メニュー⑤（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の（1）と（2）の2事業の両方を実施していただくこと。

（1）光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）高騰への支援事業

- 光熱水費の高騰について、令和5年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおり。

		（万円）	平均値	上位25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	-----	5.7	10.0	21.6
	（参考）月額換算	-----	0.5	0.8	1.8
通所系	事業所当たり	-----	16.3	20.0	73.1
	（参考）月額換算	-----	1.4	1.7	6.1
	定員・実利用者当たり	-----	0.9	1.1	3.9
入所・施設系	施設当たり	-----	63.2	88.4	303.4
	（参考）月額換算	-----	5.3	7.4	25.3
	定員当たり	-----	1.6	2.3	7.7

（2）食材料費高騰への支援事業

- 食材料費の高騰について、令和5年度に各都道府県の支援事業のうち、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、
 - 最大で定員・利用者数当たり約22,000円（1日当たり約60円）
 - 上位25%で定員・利用者数当たり約9,000円（1日当たり約25円）
 - 平均で定員・利用者数当たり約7,100円（1日当たり約19.5円）

（3）建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

- 本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用可能であり、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくこと。

（4）補装具事業者への支援

- 補装具事業者が価格転嫁できない光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）の高騰分については、1（1）の光熱水費高騰への支援事業により、補装具事業者への支援を積極的に実施していただくこと。

2. 障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

- 障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）の活用も可であり、積極的に実施していただくこと。

2 高齢の障害者に対する支援等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料1】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和5年6月30日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- ・ 障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

等をお示ししている。

各市町村においては、当該事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

※ 重度訪問介護等の訪問系サービスに係る支給決定については、「7 訪問系サービスについて」の（5）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について」も確認されたい。（なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護に適用又は準用されるものではなく、市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断されたい。）

なお、介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを改めてお願いする。

さらに、特に65歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

（２）共生型サービスについて【関係資料２】

高齢の障害者に対する支援の一つとして、障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきた事業所でのサービス利用が可能となるよう、平成30年に「共生型サービス」が設けられた。

この共生型サービスは、

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」である。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる

などといった、各地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されており、各地域のサービス提供体制を検討するにあたり、積極的に検討をいただきたい。

また、共生型サービスの実施や普及にあたっては、以下①～③を実施したので活用されたい。

- ① 共生型サービスに係るポイント集の作成【関連資料３】
- ② 共生型サービスに係る実態調査等の実施
- ③ 共生型サービスに係るホームページの開設

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和4年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けている。都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定される。介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。【関連資料４】

<実施が想定される取組（例）>

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

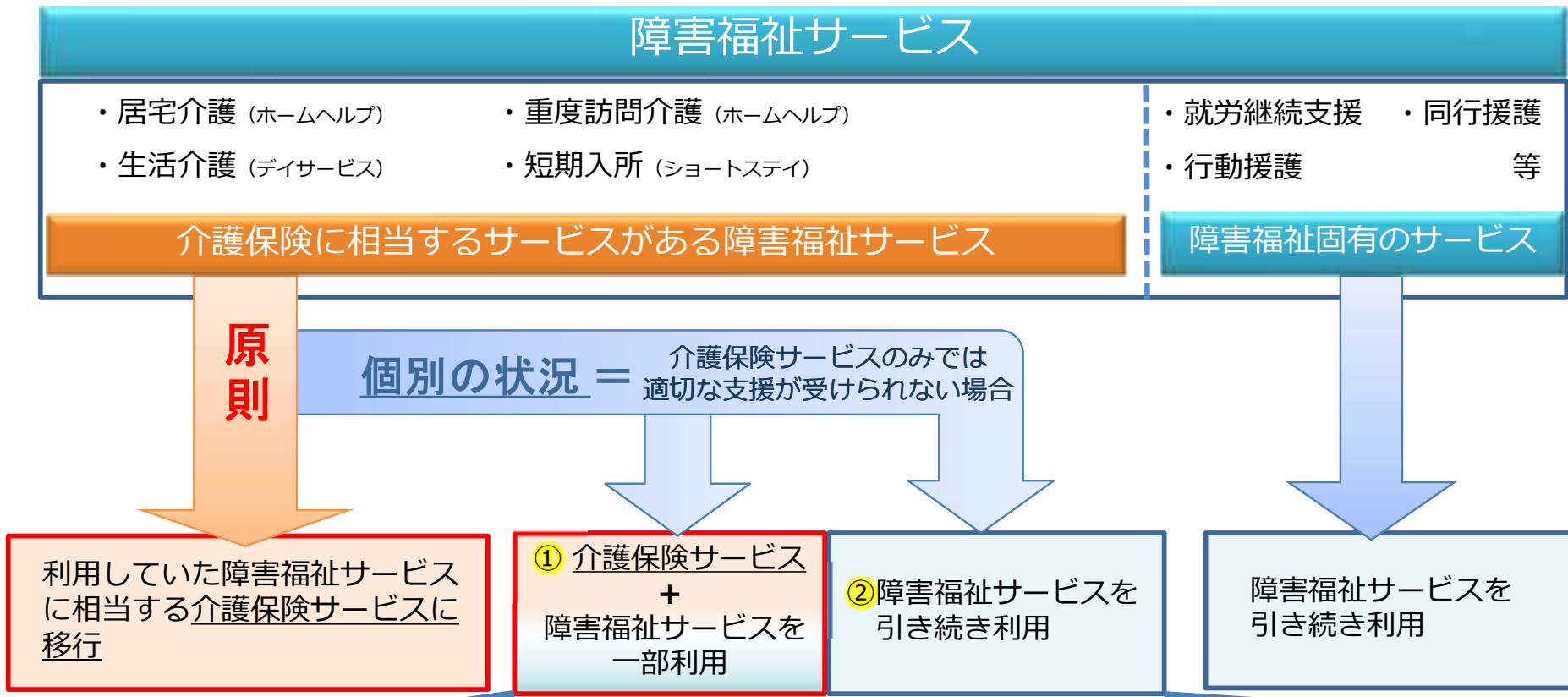
(3) 新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料5】

いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。



個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

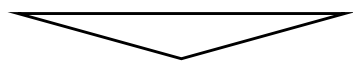
- ① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適切なサービス量を確保することができないものと認められる場合
- ② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
 例えば ・ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
 ・ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、**障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。**

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

- イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係に係る運用の具体例

周知

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、以下の具体的な運用例も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

具体的な運用例①（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例②（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例③（自立訓練）

自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

具体的な運用例④（共同生活援助）

共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※詳細は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日事務連絡）をご確認ください。下記のURL又は右のQRコードから参照いただけます。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf>)



共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

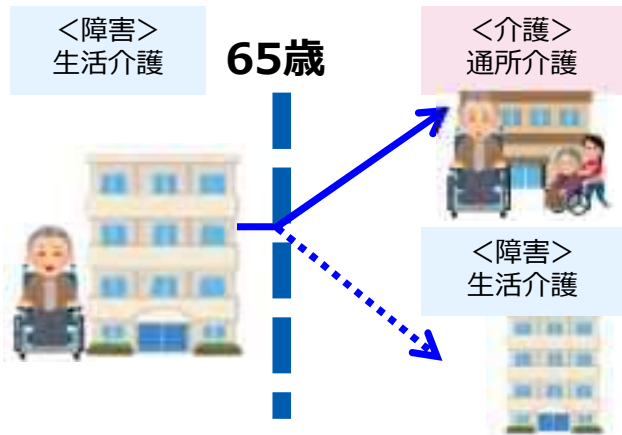
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

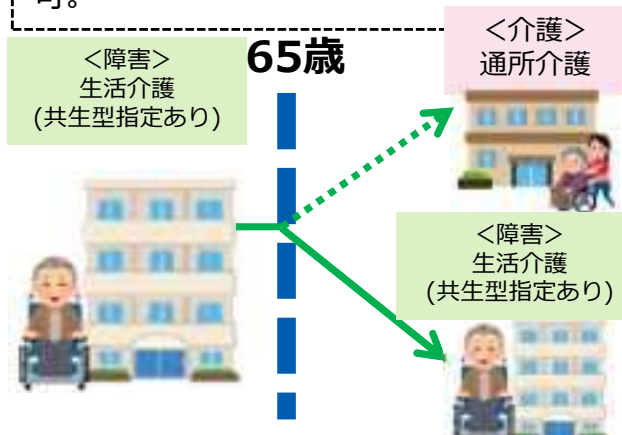
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれ
の基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	→	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとられず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど...

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが...

続けて同じ事業所に通いたいの...

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか...

人材が足りない...

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか...

役所のどこに相談すればよいのか...

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けしてもらえるのか...

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか...

地域活動を活性化させたい...

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか...

共生型サービスの
実施により解決可能



共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント」を作成。
 - ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要かわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかかわからない。



共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

- **共生型サービスとは**
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- **共生型サービスの取組事例**



共生型サービスを立ち上げる

- **共生型サービスを開始するまでのポイント**
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
 - ① 事業所の職員と話し合おう
 - ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
 - ③ 利用者確保の見込みを立てよう
 - ④ 運営計画を作成しよう
 - ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
 - ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
 - ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
 - ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
 - ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
 - ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- **共生型サービス継続のポイント**
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- **共生型サービス普及のポイント**
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和7年度予算案：地域医療介護総合確保基金（国2 / 3：都道府県1 / 3）

事業目的

- 共生型サービスは、平成30年に
 - ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
 - ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる
 ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。
- 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から7年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。
- このため、各都道府県において、**共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。**

共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス

介護保険サービス

1事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供

共生型サービスの実施により実現できること

- ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
- ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、自治体にとっても、地域課題解決のきっかけになる。



事業内容

- 共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案

- 各都道府県・市町村において共生型サービス普及にあたっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。
- ⇒ 課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。

② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催

- 共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所が多いという状況がある。
- ⇒ 相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。

③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- 共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。
- ⇒ 共生型サービス事業所等の見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。

④ 介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

- 介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。
- ⇒ 両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。

- 平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、**65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し**、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により**利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)**を設けたところ。
- 当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい**。
- また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

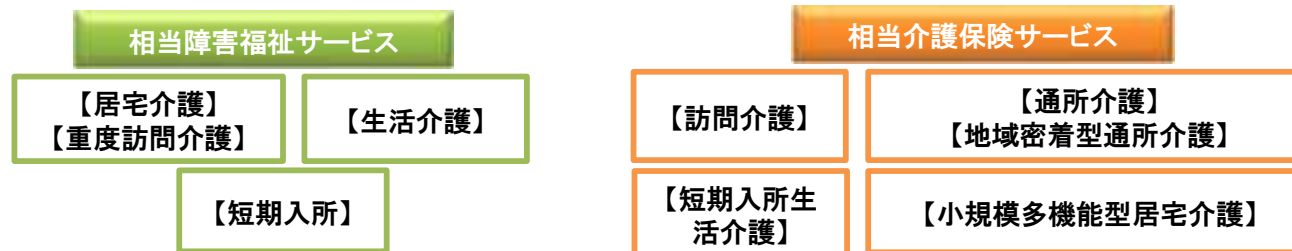
対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る**支給決定を受けていた**ことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間にわたり、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。



(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)
(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

3 事業者指定及び支給決定について

(1) 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み【関連資料1】

市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘を踏まえ、令和4年障害者総合支援法改正法により、令和6年4月から、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みを導入した。

この仕組みは、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、

- ・ 市町村は、都道府県の事業者指定の際に、あらかじめ、当該市町村に通知するよう求め、都道府県はその求めに応じること
- ・ 市町村は、通知を受けたときは、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・ 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとしたものである。

各都道府県におかれては、上記の制度趣旨に鑑み、本制度の運用を積極的に図っていただきたい。特に、本制度の活用のためには、都道府県から市町村への事業者指定の際の通知が必要となる所、都道府県においては、管内市町村に対して、本制度を単に周知するのみではなく、予め当該通知を求めるかを明示的に照会いただきたい。また、本制度の運用フロー例や活用事例を関連資料1にまとめているため、参考としていただきたい。加えて、意見申出の際に用いる様式例についても、おって今年度中にお示しする予定であり、活用いただきたい。

各市町村におかれては、地域のニーズに即したサービス提供体制を確保し、また、事業の適切な運営を確保する観点から、本制度を積極的に活用いただきたい。その際、各市町村で策定する障害福祉計画がその意見の根拠となることから、次期計画策定に向けて、地域の関係者等とよく協議いただき、本制度の活用を念頭においた計画策定を行っていただきたい。

各指定都市及び中核市におかれても、策定している市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるため、本制度の活用を積極的に検討いただきたい。

(2) 障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について【関連資料2】

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・

障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な事務の簡素化等の措置を講ずることとされた。

本閣議決定等を踏まえ、障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を発出し、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、指定申請における事務の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う旨をお示ししたところ。

各都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨にご配慮いただき、柔軟な取扱いをご検討いただくようお願いする。

（3）支給決定基準の作成について【関連資料3】

支給決定基準については、事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししている。

公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、支給決定基準の作成を検討いただきたい。

なお、今後、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定であるのでご承知おきいただきたい。

（4）障害福祉サービスの利用相談等の際に留意すべき事項について

障害者総合支援法において、市町村は、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供や相談に応じるなどの業務を行う責務を有するとともに、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者等から支給申請があった場合は、支給の要否の決定を行うこととされている。

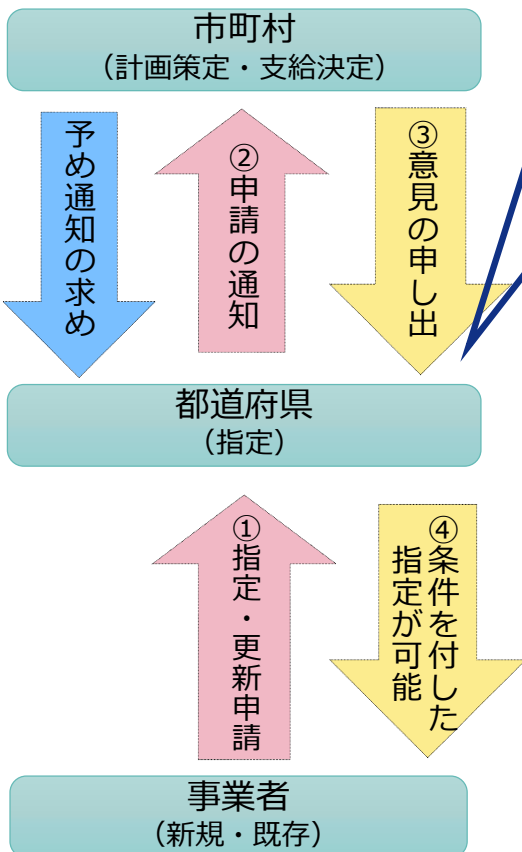
市町村の窓口において、障害者等から、訪問系サービスをはじめ、障害福祉サービスの利用相談があった場合には、差別的な言動やサービスの利用を拒むような対応をすることなく、サービスの利用について丁寧に説明を行うとともに、支給申請の手続きについても必要な助言を行うなど、障害者等に寄り添った対応をお願いする。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和6年4月から、**
 - ・市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
 - ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。

スキーム



想定される条件（例）

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること**
- (2) 市町村の計画に**中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること**
- (3) **サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること**
- (4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること**

制度の活用について

- **都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。**
- **指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。**
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①**主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

① 通知の求めの具体的内容

- (1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
 - ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
 - ・ 通知の対象となる区域及び期間
 - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
 - ・ 利用者の推定数
(※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。)
 - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

② 意見の申出の具体的内容

- 市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。
- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
 - (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
 - (3) 条件の内容
 - (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

意見申出制度の運用フロー

地域のニーズに即したサービス提供体制確保のため、積極的に検討いただきたい



市町村



都道府県

管内市町村に対して、予め通知を求めるかを明示的に照会



事業所

予め通知の求め

予め通知の求め
(通知届出書の提出)

①

通知の求め
をするか照会

②

計画に記載されたニーズに基づき意見の内容を検討
⇒計画の記載内容もよく検討いただきたい

【A県の例】

・県からの「意見通知書」の送付連絡後14日以内に意見申出書を提出。

【B県の例】

・指定（更新）予定日の前々月の15日頃までに、意見申出書を提出

【A県の例】

・事業所より指定申請の事前協議（通常指定の3ヶ月前以上前に実施）がなされたら、該当の市町村に意見照会通知書を発出。

【B県の例】

・指定予定日の3ヶ月前の15日頃を目処に、新規については事業計画書及び運営規程の概要を、更新については更新事業所一覧を、対象市町村に発出。

指定手続き

意見申出書の提出

②

意見照会通知書の発出
(意見の有無を確認)

①

指定・更新の
手続きを開始

③

計画に基づく意見であるかなど、意見を勘案の上で必要な条件を付与

条件に反した事業者に対しては勧告及び指定取消しを行うことができる

【A県の例】

・指定通知書発出前に事業者へ事前に付与する予定の条件を伝達

条件を付与した上で
指定・更新

サービスの提供・継続

サービス提供・継続

意見申出制度の活用事例

市町村からの意見申出

根拠となる福祉計画書の記載

都道府県が付した条件

事例 1

特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。
(短期入所)

重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。

医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。

事例 2

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。(共同生活援助)

県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。

事例 3

就労移行支援や就労継続支援 A 型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。
(就労継続支援 B 型)

通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます

障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。

事例 4

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
(児童発達支援)

障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいためにアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。

事例 5

市の(自立支援)協議会に参加すること。
(各サービス)

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、(略)、サービスの提供体制の整備に努めます。
※共同生活援助の場合

市の(自立支援)協議会に参加すること。

通 知 届 出 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

次のとおり通知の求め及び通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

1. 対象となる障害福祉サービス等の種類等

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め(※1)		対象となる区域(※2)	対象となる期間(※3)
	指定	更新		
全サービス				
(全サービス以外の場合は下記の該当するサービスに記載)				
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
療養介護				
生活介護				
短期入所				
自立訓練(機能訓練)				
自立訓練(生活訓練)				
就労選択支援				
就労移行支援				
就労継続支援A型				
就労継続支援B型				
就労定着支援				
自立生活援助				
共同生活援助				
地域移行支援				
地域定着支援				
児童発達支援				
放課後等デイサービス				

(※1) 通知を求めるサービスに○をしてください。

(※2) 対象事業者が事業所を設置しようとしている障害保健福祉圏域(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第一の一の5の規定により市町村及び都道府県が定める区域をいう。)内の区域の全域又は特定の場所を記載してください。

(※3) 期間を設定する必要がない場合は記載不要。

2. その他必要な事項

--

意 見 照 会 通 知 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇市町村長 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。
意見がある場合は、通知の日から〇日以内に「意見申出書」により意見の申出をしてください。

障害福祉サービスの種類		多機能・共生型 実施の有無		
申 請 者	フリガナ 名 称	-----		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)		
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
	代表者の住所	(郵便番号 -)		
	代表者の生年月日	年 月 日		
	事 指 定 業 (指 定 者 の 更 新 事) を 業 受 け 所 よ う 情 と す 報 る	主たる	フリガナ 名 称	-----
事業所(施設) の所在地			(郵便番号 -)	
従たる 注1		フリガナ 名 称	-----	
		事業所(施設) の所在地	(郵便番号 -)	
指定(指定の更新) 申請をする事業の 開始(更新)予定年月日		利用者の推定数注2		
運 営 規 程		事業の目的および 運営の方針		
		従業員の職種、 人数および 職務の内容		
		営業日および 営業時間		
		利用対象市町ごと の利用定員		

注1 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します(指定一般相談支援事業に関しては不要です)。なお、従たる事業所が2箇所以上の場合は行を追加してください。

2 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限り)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限り、

意見申出書

文書番号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）における意見の申出について次のとおり提出します。

対象となる障害福祉サービスの種類	
条件を付すことを求める理由 (障害福祉計画の該当部分を合わせて記載)	
求める条件の内容	
その他必要な事項	

注1 意見照会通知書の通知の日から〇日以内に当該意見申出書を提出してください。

2 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- **規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）**において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、**事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずること**とされた。
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）**を発出**。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要**がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う**。

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・ 指定申請時に提出すべき書類については、**吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ること**で足りるものとする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・ **サービス等利用計画の変更を不要**とする
 - ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、**障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要**とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮**をお願いします。

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算**する。
- (例)
- ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

支給決定基準の作成について

支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- **公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、下記や他市の例を参考に、支給決定基準の作成を検討いただきたい。**
なお、令和6年10月1日時点の各市町村の策定状況は現在集計中だが、今後も、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

【支給決定基準の定め方】（事務処理要領P74～参照）

- 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。

※ 支給決定事務における留意事項については、障害保健福祉関係主管課長会議（令和6年3月25日）資料5においてもお示ししているため、あわせて参考にさせていただきたい。

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係（P69～）
画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないこと 等
- 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について（P121～）
利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと 等

4 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について【関連資料1】

ア 障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、自治体の整備計画に基づく施設整備を推進するため、令和7年度予算案に50.4億円を計上している。

これにより、障害のある方々が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、障害者の社会参加支援や地域移行を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備等を進めていくこととしている。

イ 令和7年度予算案は、令和6年度補正予算と一体として編成されており、令和6年度補正予算の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にかかる予算等を含めた108.0億円と一体的に執行することとしている。

(2) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

ア 令和7年度国庫補助協議について

(ア) 令和7年度予算案に係る国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

- ① 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。また、これらの内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類を提出すること。
- ② 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止している場合や、利用が低調であることの指摘（会計検査院）を受けていることから、協議に当たっては、事業者の継続可能性、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選すること。
- ③ 社会福祉法において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を明確化することとされている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、令和5年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割（44.5%）が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

このため、各都道府県等におかれては、整備計画に加え、各法人の社会福祉充実計画も踏まえて協議を行うこと。

- ④ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。
- ⑤ 障害児関係の施設等については、令和 5 年度からこども家庭庁の所管となったことから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助されることとなった一方、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象だった女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き厚生労働省が所管することとなったことから、本補助金により補助することとしていること。なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き公立施設も補助対象となること。
- ⑥ 障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し(数割以上の削減を検討し)、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えないこと。

なお、独立行政法人福祉医療機構では、令和 7 年度から以下の優遇融資を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする。

- ・ 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇
対象施設：入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）

融資率：90%

（注）入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

- ⑦ 今後の整備事業については、行政事業レビューにおける KPI について、「入所施設の創設、改築等定員の変更を伴う施設整備において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」と変更した上で、障害者支援施設の在り方に関する議論も踏まえつつ、地域移行をさらに推進することを予定している。

令和 7 年度においては、入所施設の創設・改築等定員の変更を伴う施設整備において、各自治体の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性の審査や、関係書類の提出の厳格化等を予定しているのでご承知おき願いたい。

(イ) 令和 7 年度予算案における協議においても、協議額が予算額を大幅に

上回ることが見込まれる。協議額が予算額を超過した場合には、申請の際に各自治体に付していただく優先順位を踏まえて、予算の範囲内において採択を行うこと。

(ウ) 国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方自治体から協議書の地方厚生(支)局への提出 3月中
- ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング 4月中

イ 令和7年度補助基準単価について

令和7年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比4.7%増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

ウ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の受入について

近年、社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について、次のような事案が発生している。

- ・中核市が都道府県へ請求事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの
- ・請求を受けた都道府県が期限までに支出決定事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの

については、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算は、例年厳しい状況であるので、年度末に向けて、年度内に受け入れるべき補助金については、くれぐれも支出決定等の事務に漏れが生じないようお願いする。

なお、過年度支出を行う際は、現年度予算において過年度支出を要する金額以上の不用が見込まれることが必要であるところ、協議額が予算額を大幅に上回る本補助金においては、過年度支出を行うことが難しい状況となっているので、ご承知置き願いたい。

エ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越事務について

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越しの手続について、繰り越すべき額を自治体の歳入予算として受入れてしまったため、繰越ができなくなった事例が発生している。

例年、厚生労働省会計課から都道府県の国費事務担当者宛に注意喚起の事務連絡を発出しているところではあるが、繰越は、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであることから、都道府県におかれては、国費事務担当者とも連携を図りながら、繰り越すべき額を支出しないよう、ご留意願いたい。

(参考)

- ・「令和6年度予算の執行について」

(令和7年2月18日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡)

オ 令和7年度以降の防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策
(ア) 令和6年度補正予算以降に措置される防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策においても、市町村が国土強靱化地域計画を策定することを補助要件とすることとしている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は引き続き補助対象外となるのでご承知置き願いたい。

(イ) 令和7年度までは、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策が継続される予定であるが、近年頻発する豪雨等の災害や地震発生による建物の倒壊等で人的被害が生じていることから、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀改修、水害対策の整備に当たっては、各種フォローアップ調査の結果を踏まえ、早期の実施に向けた取組の強化をお願いしたい。

(ウ) 国土強靱化に係る補助協議については、国土強靱化予算の厳格運用の観点から、その補助対象を厳格化して運用しているところであり、令和7年度の協議においてもこの運用を継続することとしているので、協議に当たっては、国土強靱化の対象となる整備か否かについて十分に確認の上で提出いただきたい。

なお、国土強靱化の対策として整備を実施する場合の地方債の取扱いについては、防災・減災・国土強靱化債（充当率100%、交付税措置率50%）（※）の対象とされているので、ご承知置き願いたい。

（※）防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策に基づく補助事業に係る地方負担及び国の直轄事業等に係る負担金が対象。

【国土強靱化整備】

防災・減災・国土強靱化債（充当率100%、交付税措置率50%）

【一般整備】

社会福祉施設整備事業債（充当率80%、交付税措置なし）

また、独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施しているため、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする（詳細は（3）福祉医療機構による融資条件の優遇についてに記載しているので確認されたい）。

(エ) 会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備の設置場所は、津波、浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和3年度決算

結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたところである。これを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。【関連資料2】

カ 事業の進捗状況の把握について

近年、整備事業が予定の期間内に終了しない等の理由により、交付決定後に事業を辞退する事例が発生している。協議額が予算額を上回る本補助金において、予算が活用されない事態を避けるためにも、各都道府県市におかれては、協議対象施設の選定に当たり、整備に関する資金計画、工期等について厳格に審査するとともに、交付決定後の事業の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて事業主体にご指導いただくようお願いする。

【交付決定後の辞退の主な理由】

- ・法人負担分の資金確保が困難となった
- ・用地の取得が困難となった
- ・入札手続きの不備、入札の不調により工期が遅れた

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア (再掲) 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇 (令和7年度新設)

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ (注)

【融資率】

90%

(注) 入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

イ 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

ウ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

エ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の2か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の2か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知）

（５）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

ア アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、令和3年10

月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

イ アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっており、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及びCLTの活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号、社援発0721第5号、障発0721第2号、老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

(7) 医療型短期入所サービスの整備促進について【関連資料3】

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要である。

令和6年度報酬改定においては、医療型短期入所について、令和3年度報酬改定に続き、基本報酬の引き上げを行ったほか、一部の介護老人保健施設において空床型での実施を検討している動きがあることから、介護老人保健施設が医療型短期入所を指定申請する際に重複する申請書類の省略を可能とし、指定申請における事務負担軽減を行うなど、医療型短期入所の整備促進のための対応を行ったところである。

各自治体におかれては、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、介護老人保健施設に対して医療型短期入所の実施を積極的に呼びかけていただくなど、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。



- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



1. 補助内容

- 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

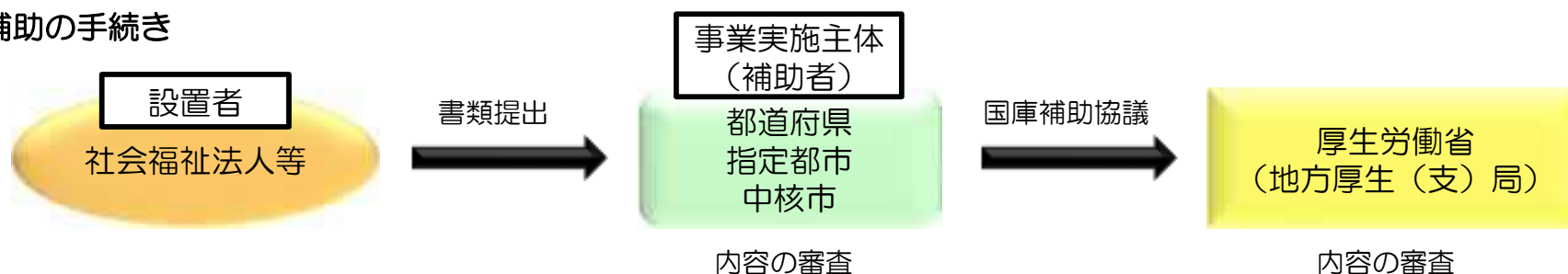
国庫補助を受ける場合

- ・ 社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出(地方自治体 → 地方厚生(支)局)
(地方厚生(支)局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出(地方厚生(支)局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬 : 厚生労働省から地方自治体へ内示

※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

参考:対象施設

<障害者総合支援法上のサービス>

- 日中活動系 : 短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護
- 居住支援系 : 自立生活援助 ・共同生活援助(グループホーム)
- 訓練系・就労系 : 自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型=雇用型) ・就労継続支援(B型=非雇用型) ・就労定着支援
- 施設系 : 施設入所支援
- 相談系 : 相談支援事業所

<その他>

- 保護施設 : 救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設
- 女性自立支援施設等 : 女性自立支援施設 ・女性相談支援センター一時保護所
- 身体障害者社会参加支援施設 : 補装具製作施設 ・盲導犬訓練施設 ・視聴覚障害者情報提供施設
- その他 : 社会事業授産施設 ・福祉ホーム ・応急仮設施設
- ・日常生活支援住居施設 ・無料低額宿泊所

※ 平成18年度に一般財源化したため、女性自立支援施設等を除き公立施設は補助対象外。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等 (要請)

内閣官房、11府省庁

検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況 (報告書P59~64)

①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

- ・359事業 (33対策) は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていない
- ・うち336事業は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した**事業の効果が発現しない状況** (事業に係る支出済額計69億7648万円) 例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表

- ・9事業 (5対策) は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
- ・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなり、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況 (4対策)、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況 (8対策) あり

所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと

(対策の効果が発現状況に関する他の所見については報告書を参照)

10. 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性 (処置要求)

厚生労働本省

3億8426万円(背景金額)

施設整備補助金の概要

- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生(支)局において耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体(55事業所)は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた(7事業所)
- 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった(2事業所)
- 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった(46事業所)

⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ



要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容に基づき審査できるようにすること

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】 30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】 80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】 17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】 1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。